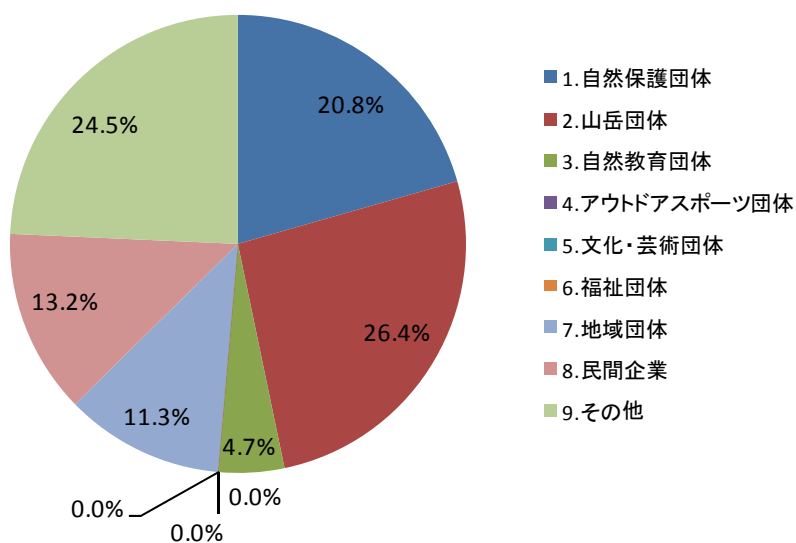


自然活動団体対象 アンケート調査結果（中間報告）

（6月13日発送 発送件数 358件 回答件数 106件）

グラフおよび表中では、無回答の値を除いているため、値の合計が100%とならない場合があります。

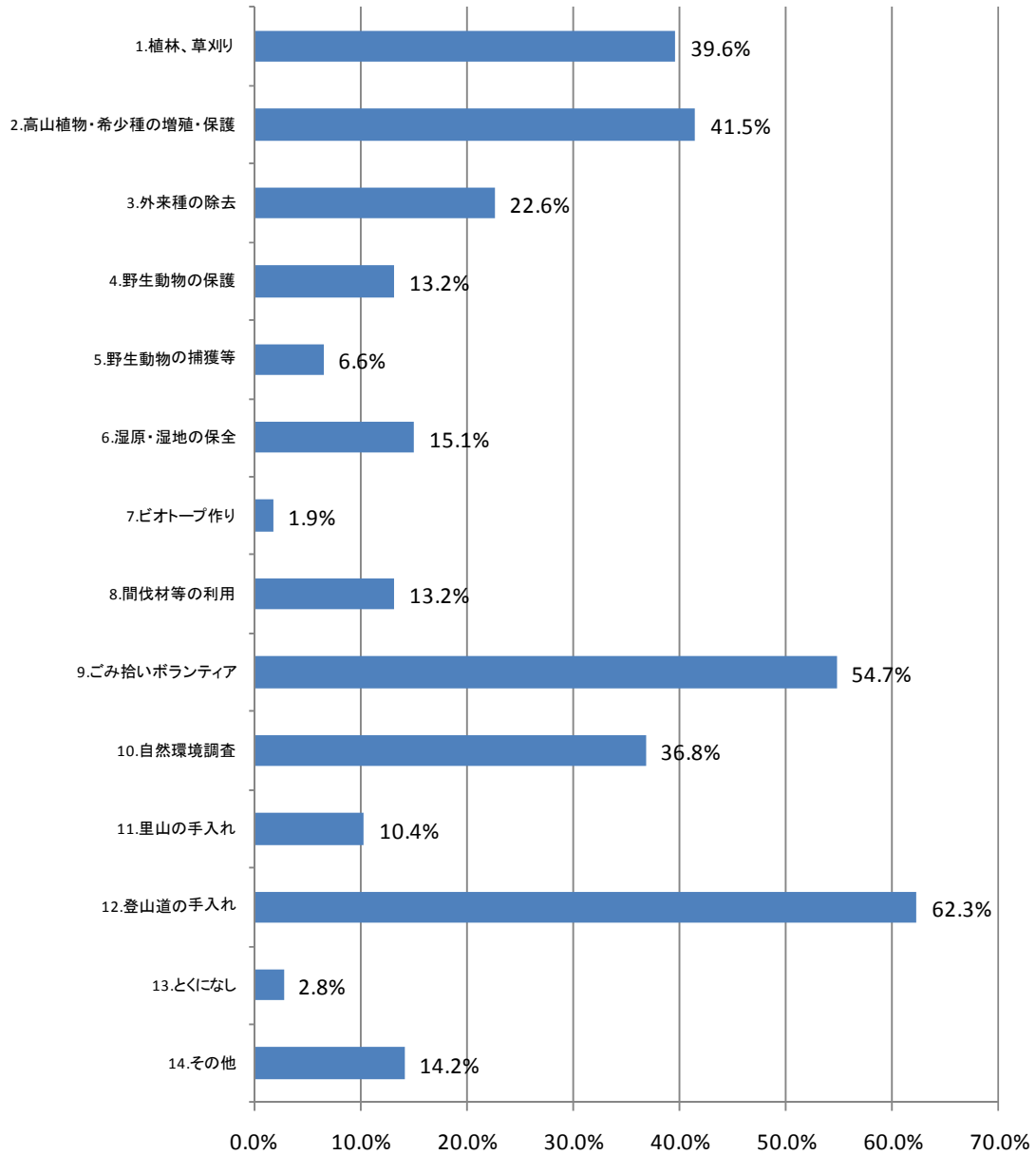
1. 貴団体は以下のどの分類に属しますか。



1. 自然保護団体	22	20.8%
2. 山岳団体	28	26.4%
3. 自然教育団体	5	4.7%
4. アウトドアスポーツ団体	0	0.0%
5. 文化・芸術団体	0	0.0%
6. 福祉団体	0	0.0%
7. 地域団体	12	11.3%
8. 民間企業	14	13.2%
9. その他	26	24.5%

- 山岳団体、自然保護団体からの回答が多く、次いで、民間企業、地域団体となっている。
- その他の内容は、山小屋、公益財団法人（指定管理者）、観光協会、行政機関、NPO法人、協議会、高等学校、里山保全活動団体等となっている。

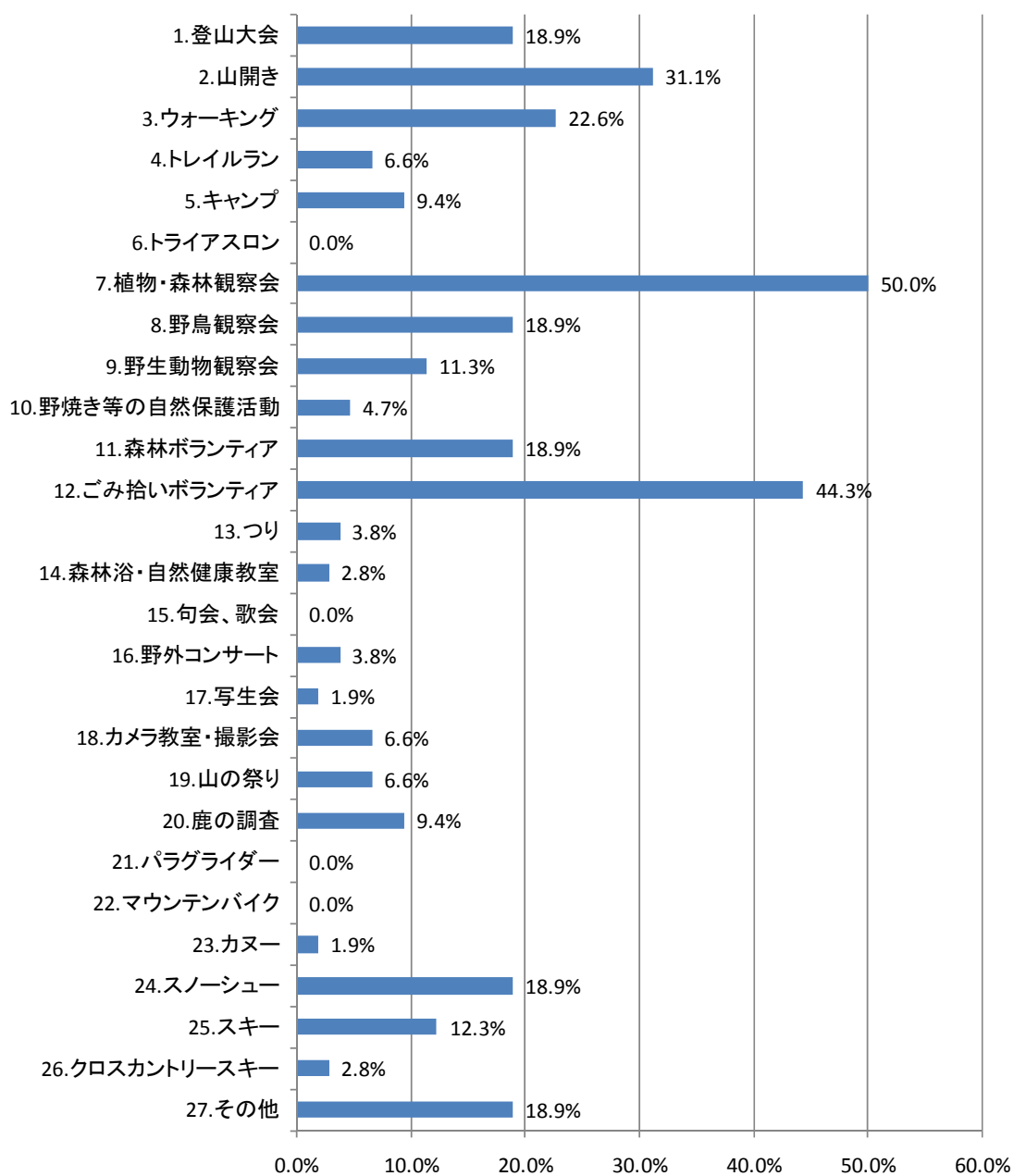
2.貴団体では、山の自然保護に関してどのような活動を行っていますか。該当するものすべてに 印を付けてください。



1. 植林、草刈り	42	39.6%
2. 高山植物・希少種の増殖・保護	44	41.5%
3. 外来種の除去	24	22.6%
4. 野生動物の保護	14	13.2%
5. 野生動物の捕獲等	7	6.6%
6. 湿原・湿地の保全	16	15.1%
7. ピオトープ作り	2	1.9%
8. 間伐材等の利用	14	13.2%
9. ごみ拾いボランティア	58	54.7%
10. 自然環境調査	39	36.8%
11. 里山の手入れ	11	10.4%
12. 登山道の手入れ	66	62.3%
13. とくになし	3	2.8%
14. その他	15	14.2%

- 登山道の手入れ、ごみ拾ボランティアを行っている団体が半数以上あり、次いで、高山植物・希少種の増殖・保護、植林、草刈り となっている。
- 14.その他は、キャンプ場整備、樹木山野草の案内と保護活動、山小屋の維持管理、シャトルバス運行、ヤマビル調査・駆除、登山ガイド、野焼き、利用計画づくりなどとなっている

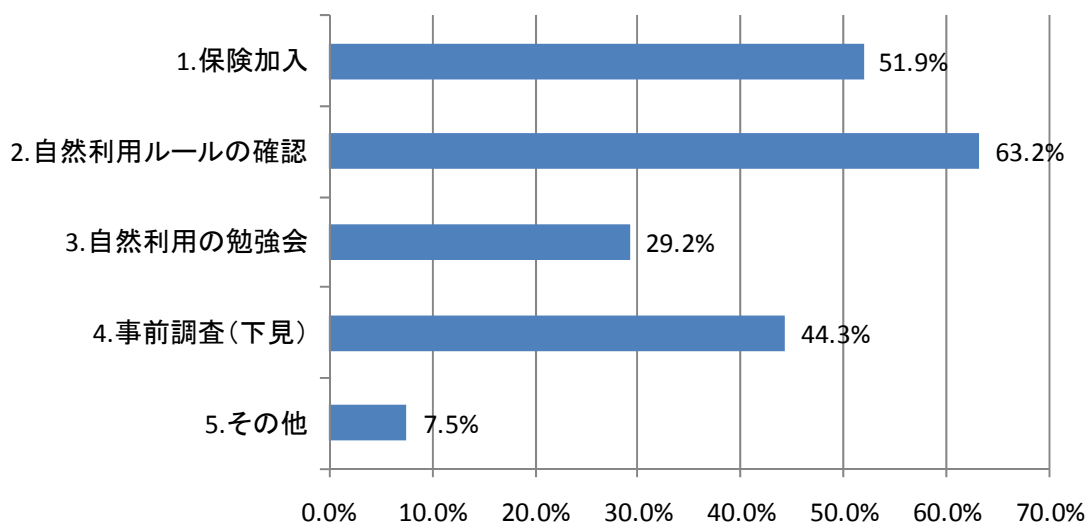
3. 貴団体では、山の自然を利用して、どのような活動を行っていますか。



1. 登山大会	20	18.9%
2. 山開き	33	31.1%
3. ウォーキング	24	22.6%
4. トレイルラン	7	6.6%
5. キャンプ	10	9.4%
6. トライアスロン	0	0.0%
7. 植物・森林観察会	53	50.0%
8. 野鳥観察会	20	18.9%
9. 野生動物観察会	12	11.3%
10. 野焼き等の自然保護活動	5	4.7%
11. 森林ボランティア	20	18.9%
12. ごみ拾いボランティア	47	44.3%
13. つり	4	3.8%
14. 森林浴・自然健康教室	3	2.8%
15. 句会、歌会	0	0.0%
16. 野外コンサート	4	3.8%
17. 写生会	2	1.9%
18. カメラ教室・撮影会	7	6.6%
19. 山の祭り	7	6.6%
20. 鹿の調査	10	9.4%
21. パラグライダー	0	0.0%
22. マウンテンバイク	0	0.0%
23. カヌー	2	1.9%
24. スノーシュー	20	18.9%
25. スキー	13	12.3%
26. クロスカントリースキー	3	2.8%
27. その他	20	18.9%

- 植物・森林観察会、ごみ拾いボランティアの活動を行っている団体が多い。次いで、山開き、ウォーキングとなっている。
- その他は、ススキの刈り払い、ノルディックウォーキング、登山者の宿泊、滝開き・滝めぐりツアー、トレッキング、語り部の会、自然案内人養成研修講座、登山技術・保全技術の開発・普及、植生復元作業、登山のガイド、山岳自然保護パトロール、希少植物の分布調査など

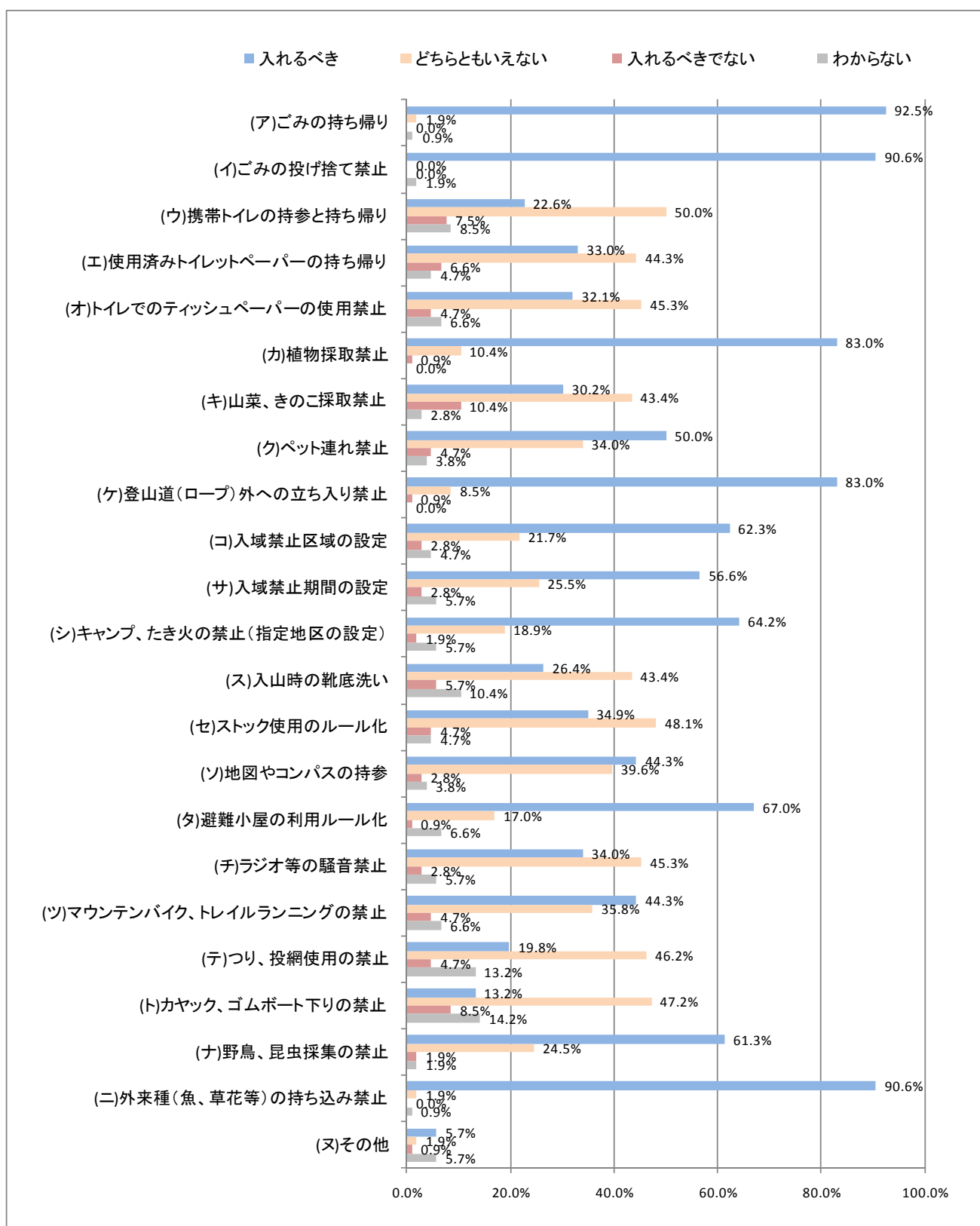
4. 貴団体が山の自然を利用する時、心がけていることは何ですか。該当するものに 印をつけてください



1. 保険加入	55	51.9%
2. 自然利用ルールの確認	67	63.2%
3. 自然利用の勉強会	31	29.2%
4. 事前調査(下見)	47	44.3%
5. その他	8	7.5%

- 自然利用ルールの確認、 保険加入が半数を超えている。
- その他には、 気象情報、 登山者の安全、 森林の保全、 安全の確保、 天候調査・予測、 環境教育の要素

5. 山の自然利用のルール化をする場合、どのような項目を入れるべきだと思いますか。
 以下のうち、「入山者ルール」項目としてあてはまるものに をつけてください。

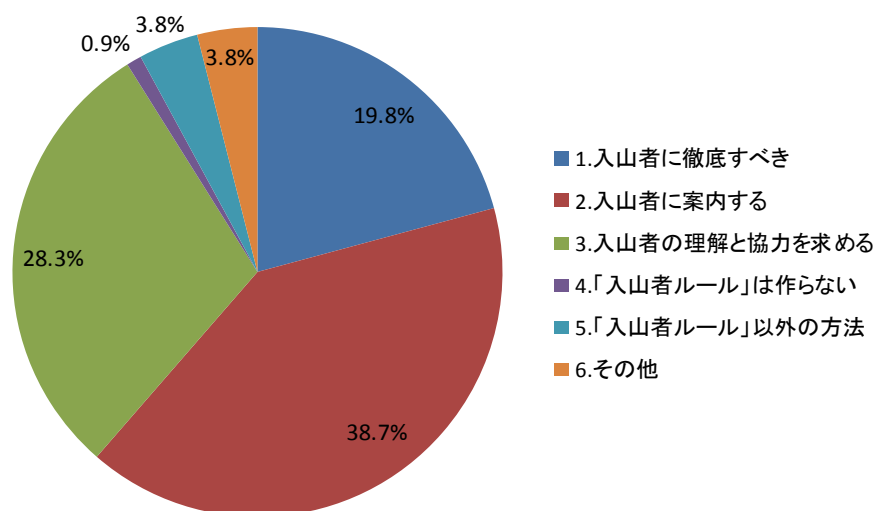


	入れるべき		どちらともいえない		入れるべきでない		わからない	
	回数	割合	回数	割合	回数	割合	回数	割合
(ア)ごみの持ち帰り	98	92.5%	2	1.9%	0	0.0%	1	0.9%
(イ)ごみの投げ捨て禁止	96	90.6%	0	0.0%	0	0.0%	2	1.9%
(ウ)携帯トイレの持参と持ち帰り	24	22.6%	53	50.0%	8	7.5%	9	8.5%
(エ)使用済みトイレットペーパーの持ち帰り	35	33.0%	47	44.3%	7	6.6%	5	4.7%
(オ)トイレでのティッシュペーパーの使用禁止	34	32.1%	48	45.3%	5	4.7%	7	6.6%
(カ)植物採取禁止	88	83.0%	11	10.4%	1	0.9%	0	0.0%
(キ)山菜、きのこ採取禁止	32	30.2%	46	43.4%	11	10.4%	3	2.8%
(ク)ペット連れ禁止	53	50.0%	36	34.0%	5	4.7%	4	3.8%
(ケ)登山道(ロープ)外への立ち入り禁止	88	83.0%	9	8.5%	1	0.9%	0	0.0%
(コ)入域禁止区域の設定	66	62.3%	23	21.7%	3	2.8%	5	4.7%
(サ)入域禁止期間の設定	60	56.6%	27	25.5%	3	2.8%	6	5.7%
(シ)キャンプ、たき火の禁止(指定地区の設定)	68	64.2%	20	18.9%	2	1.9%	6	5.7%
(ス)入山時の靴底洗い	28	26.4%	46	43.4%	6	5.7%	11	10.4%
(セ)ストック使用のルール化	37	34.9%	51	48.1%	5	4.7%	5	4.7%
(ソ)地図やコンパスの持参	47	44.3%	42	39.6%	3	2.8%	4	3.8%
(タ)避難小屋の利用ルール化	71	67.0%	18	17.0%	1	0.9%	7	6.6%
(チ)ラジオ等の騒音禁止	36	34.0%	48	45.3%	3	2.8%	6	5.7%
(ツ)マウンテンバイク、トレイルランニングの禁止	47	44.3%	38	35.8%	5	4.7%	7	6.6%
(テ)つり、投網使用の禁止	21	19.8%	49	46.2%	5	4.7%	14	13.2%
(ト)カヤック、ゴムボート下りの禁止	14	13.2%	50	47.2%	9	8.5%	15	14.2%
(ナ)野鳥、昆虫採集の禁止	65	61.3%	26	24.5%	2	1.9%	2	1.9%
(ニ)外来種(魚、草花等)の持ち込み禁止	96	90.6%	2	1.9%	0	0.0%	1	0.9%
(ヌ)その他	6	5.7%	2	1.9%	1	0.9%	6	5.7%

- ごみの持ち帰り、ごみの投げ捨て禁止、植物採取禁止、登山道外への立ち入り禁止、外来種の持ち込み禁止で、「入れるべき」という回答が80%以上と多くなっている。次いで、キャンプ、たき火の禁止、避難小屋の利用ルール化、野鳥、昆虫採集の禁止、入域禁止区域の設定が60%以上となっている。

- 「逆に入るべきでない」の回答では、 山菜、きのこ採取禁止、 カヤック、ゴムボート下りの禁止、 入山時の靴底洗い、 携帯トイレの持参と持帰り、 使用済みトイレットペーパーの持帰り、 ティッシュペーパー使用禁止、 ストック使用のルール化、 マウンテンバイク、トレランの禁止が5件以上となっている。
- 又)その他は、登山道でのすれ違い、登山者の登山道整備への協力、入山層・引率責任者の明確化、クマよけ鈴のマナー

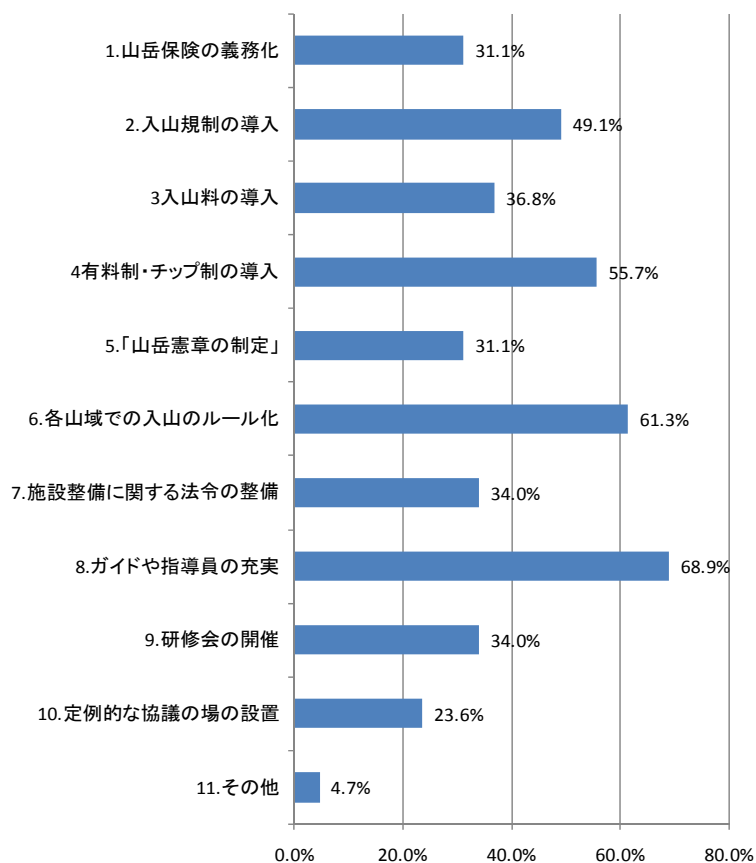
6. 山の自然利用にあたって入山者にルールを求めることについて、どう考えますか。



1. 入山者に徹底すべき	21	19.8%
2. 入山者に案内する	41	38.7%
3. 入山者の理解と協力を求める	30	28.3%
4. 「入山者ルール」は作らない	1	0.9%
5. 「入山者ルール」以外の方法	4	3.8%
6. その他	4	3.8%

- 1. 徹底すべきという意見は2割程度で、2. 案内をする、3. 理解と協力を求めるといったレベルでの意見が67%となっている。

7. 山の自然を利用するにあたって、自然保護のために必要と思われる方策を選び、該当するもの、必要性の高いもの5つに をつけてください。



1. 山岳保険の義務化	33	31.1%
2. 入山規制の導入	52	49.1%
3 入山料の導入	39	36.8%
4 有料制・チップ制の導入	59	55.7%
5. 「山岳憲章の制定」	33	31.1%
6. 各山域での入山のルール化	65	61.3%
7. 施設整備に関する法令の整備	36	34.0%
8. ガイドや指導員の充実	73	68.9%
9. 研修会の開催	36	34.0%
10. 定例的な協議の場の設置	25	23.6%
11. その他	5	4.7%

- ガイドや指導員の充実、各山域での入山のルール化が多く、次いで、有料制・チップ制の導入、入山規制の導入が高くなっている。
- その他は、ビジターセンターやレンジャーを増やす、旅行業者とその山担当への研修という意見があった。

8. 山の自然利用のルール化について、自由に意見をご記入ください

(ルール化)

- 自然保護のためには、相当厳しいルールを作り、入山者に協力を求めるべきだと思います。自然は使い放題という感覚は捨てるべきだと思います。環境学習において、人工的なものと自然のままの環境を指導すべきであると思います。それでないと環境学習という名の下で、自然を破壊している
- 山々のオーバーユースから、次第に荒れてゆく傾向にある。有料化や規制は当然と考えるし、維持管理も積極的に実施する必要があると思う。
- 山が荒れる原因には下記のようなことが日常行われている。あらゆる角度からの教育が望まれる。1.ほとんどの登山者は登山届をしない。登山届に拘束力がない。2.名高い高山植物は称讃されるが、目立たない先駆植物は踏まれたり座布団代わりにされている。重要さがわからない。3.登った記念にケルンを積むが、植物は下敷き、コースに石がなくなるといった異常な所もある。植物が根付かない。4.どの山でも休息する場所はだいたい決まっている。そこだけ過密状態を呈し、裸地化して拡大傾向にある。5.「そこは立ち入り禁止！」と言っても「写真を撮るだけ」といって踏み込む人は少なくない。写真だから許されると勘違い？6.集合写真もまた同様の行為、リーダーもガイドも撮ってあげるといって親切だけが先行し、広く自然を見ていない。7.夏山に多い学校登山、長蛇の列まではよいが、コース外（貴重な植物帯）で休息、昼食しても指導者はそこが何か分かっていない。8.登山コースにはぬかるみもあれば砂礫や凹状の道もある。管理が悪いと酷評されることもたびたび。しかし山を歩けば山が必ず減るといった日常的な、ある程度やむをえない破壊行為を自覚する必要がある。この自覚が最も欠如していると思う。無断で入れる、料金も払わなくてよい、山にトイレがあるのは当たり前、道は誰かが直してくれる等等、他のスポーツ（スポーツマン）と比べたらヤリ放題である。
- 国立公園内で登山道が何本もあるのに、勝手に作り、インターネット等で紹介する者がいる。何か強い罪則がほしい。2.山頂近くのトイレの維持管理の難しさ。3.ミヤマキリシマの花の時季、ロープ内に入り撮影する者がいて小さな苗木を踏みつけて花を撮っている。マナーを守ってほしい。4.山岳事故が増えている。山に登る者は、山岳保険に加入してほしい。
- 入山者のルールも一方的になってはいけないと思います。最低限これをしないでください、みたいな表現でした方がよいのでは。ルール？マナー？
- 利用がルール化されるのは良いですが、それを順守されるようにしなければ意味がなく、それらの告知には、より大きなネットワークで臨み、各ルール遵守の追跡調査やルールの加筆訂正も適宜行うものであればと思います。
- ある程度、基準を作ってルール化すべきだと思います。

- 当会は尾瀬国立公園で自然保護活動を実施している民間ボランティア団体です。「貴重な尾瀬の自然を後世に伝えよう」を合言葉に、啓発活動の一環として入山口でハイカーに対して、次の5点をお願いしています。 ゴミは自宅まで持ち帰る 木道から足を踏み外さない 植物や昆虫は採らない ペットは連れ込まない ストックは石突にゴムキャップをつけて利用する。山の自然を利用するにあたって、私たちは「自然への訪問者」として「謙虚な心」を忘れてはならないと思います。
- 入山者の中には、まだ無知無謀者が居るので「入山者ルール」の認定は必要だと思います。
- 従来の中岳団体の登山ルール（マナーや心得などを含む）は現代の中岳利用者の形態に合わなくなってきたので、新しい時代のルールは 人為による中岳自然環境破壊を防ぐ 多様な登山者に対する登山技術（中岳利用技術＝安全や健康保持、自然環境保全技能を含む）の構築をはかる 上記の指導、研修、普及をはかる、という見地（目的）から設定される必要があると思う（現行法令、条例とのすり合わせが必要）
- 昨年アメリカの国立公園を10か所見てきましたが、どこもトイレは質量とも申し分なく、全て無料でした。アメリカの国立公園は、入園料は高いですが、「利用者の便に供する」という考えが徹底しています。右のサイトをご参考ください。国立公園と一般の登山地域では事情は異なりますが、我国も大いに見習うべきではないでしょうか。日本では、トイレの問題にしても登山道の整備にしても、議論ばかりが活発で、金を出さず機関や個人は無言です。NPOなど関係者のご苦労がよくわかります。
<http://www.nishida-s.com/main/categ2/39-uswest-np-1/>
- 私たちは、環境省認定のボランティア団体です。そのため、他の団体よりは官庁よりの制約に対してある程度は自由に活動できます。しかし、自然ルールの指導には一般の批判を恐れ（官庁の特徴）思い切った指導や規制に踏み込んでいけないのが監督官庁の特徴であり、欠点です。そのため、官庁間（国や県や市、又は関連官庁）の譲り合い（責任逃れ）が発生し、前に進まない現状ははっきりしています。法律として、思い切ったルール作りは絶対必要です。なあなあ妥協（規制される側の団体に対しての）のルールではないルールをお願いいたします。
- 動物に不要にえさを与えないルールは必要だと思います。植物などの生き物採集については、むやみにとらないなどの表現が必要。入域禁止区域。期間の設定は各地域の状況による。

（入山規制）

- 日本の中岳地帯をいつまでも美しく、また素晴らしさを後世に残すために、国が指定する公園（中岳）や都道府県が指定する公園（中岳地帯）の一般車両での入山を全て禁止にすべきで、そのかわりとして、中岳地域の景観に合った機動列車・ケーブル・ロープウェー・バス等を公共機関が早急に整備すべきです

- 山はそれぞれに条件が異なり「山岳憲章」と規定すれば山によってそぐわないことが起こると思う。悪化が進行している山に「入山規制」があることは同意したい。
- 入山料を伴う入山規制は必要になっていると考えるが、どのような場所、期間、に設定するかは金儲けとは無縁に決定すべきである。自然を資源として金を儲けたい人々がいるのは当然であるが、自然保護は、そのような思惑とは独立に考えることができる機関が担うべきである。原子力保安院が通産省の下にあるような状況の轍を踏むべきではない。この意味で、現在の自然保護はこれを担う法令、機関、人材が決定的に不適切である。世界自然遺産への登録などは自然を破壊する役にしか立っていない。本気で自然保護を考えるなら、利用者が「その規制やむなし」と納得する管理機関、管理者をつくるべきである。カナダのレンジャー制度など、参考にすべき事例は多々あると思う。すでに調査を行なっている人々もいる。知恵を集めてよい方法を考えてゆきたい。
- オーバーユースからくる山岳環境破壊を防ぐには、入山料徴収、入山規制は必要である。受益者負担を入れる必要あり。外国では、ほとんどの山で実施している。2.山の自然利用のルール化とは、直接関係ないが、シカの食害について。鹿の食害による被害は、すでに限界を超えている。国、都道府県が中心になり具体的な対策を早急に打ち出さないと取り返しがつかないことになる。先日、南大菩薩の湯ノ沢峠～黒岳～牛奥ノ雁ヶ腹摺山に行ったが、コウリンカ、バイケイソウ、マルバタケブキが目立ち、他の花はほとんど見られなかった。木は皮をはがされ立ち枯れが目立った。シカ問題が出てから数年が経つが、目に見える具体策はなにもされていないように見える。国は、自然保護の最優先課題として取り上げて欲しい。

(規制反対)

- ものごとすべからく“憲章”だ“ルール”だなどというものでしるべきではない。このようなものを送りつける以上、返信用封筒(切手を貼った)を同封しないと、それこそルール違反。
- 今回の設問は、地域の事情を無視したものであり、回答に著しく苦慮した。山は、各々の環境を踏まえた上で利用すべきものであり、一概的なルール作りは危険である。山の利用方法を自ら考える登山者の育成に配慮すべきと考える。
- 法的にはムリなことが多すぎます。山とのかかわりは個々の判断に任せるべきなので、ルールをつくるよりも啓蒙、啓発活動をすることが重要なのではないのでしょうか。
- 山の自然利用である限り、登山道の整備・補修は必要だが、極力天災の修理以外は、使用器材補修方法は限定的に行って、自然を保全しよう心がけることが大切である。また、あれこれと規制することは自然を保全しつつ利用する観点から利用者の自発的認識向上が大切であり、法規制は望ましくない。

（研修）

- 条件、規則、規制等の導入で、法令等の整備をし、利用者、管理者、入山者、ガイド、指導員などの研修、協議などをして、入山のルール化、山岳憲章の制定などを行い、山の自然保護、自然利用などを行っていきたい
- 山の自然利用に関してルール化を強調するよりもマナーの研修会を多くして楽しく利用したほうが自然を守れると思います
- できるだけたくさんの人たちに山の自然にふれて欲しい。しかしゴミ（空缶やビニール袋など）のポイ捨てや、動植物の採取はしないよう、注意が必要だと思う。
- 登山道をはみ出さない、山中にティッシュを捨てない、ストックで高山植物を痛めないようにキャップをつけるなどは常識になっていますが、それでも一人ぐらいならという安易な考えで無頓着な登山者もあとをたちません。無組織登山者も増える中、一般向けの研修会も必要だと思います。

（広報）

- ルールは確かに示されいた方がよいと思うが、なぜそれが必要で、どうして守らなければならないかが理解されていなければ、結局は根付かず続いていかないのでは。時間はかかるが一人一人の知識や自然との関わりあいを深め「意識」を高めていく活動が大事だと思う。
- 最初はゆるやかな自然利用のルールを作り利用者の意見をよく聞きまとめて段階的にルールを作った方が理解と協力が得られると思う。「入山者心得」「案内図」「注意事項」等の看板設置等の整備も必要と思う
- ルールを知らない、気づかない者が多くなっている中で、周知徹底していく必要がある。

（管理体制）

- 規制等でしぼりながら保護は簡単ですが、なぜしてはいけないのか、人間が入ることによってどんな変化が起きるのか学びながら活用しなければ、規制しなければならなかった理由や現状は今の人たちしか知らず、ただ「してはいけない」で続いても「規制を守ること」は続けにくいのでは？
- 管理者側の各役所が、一元化できないものか？環境省、森林管理署、県庁、保険所などなど

（マナー）

- 山に入山する者とそこに住む人々との交流が必要。入山規制については、人のマナーを向上すべきで、それを守らない人は、リストアップして個人個人に文書による通知をする。

- 高尚な憲章のようなものだけを作っても自己満足に陥る可能性が大きい。かつて日本山岳会で「山のトイレマナーノート」という絵入りの小冊子を作って山小屋に広く配布した。憲章的なものに加えて山の利用マナー全般の具体的なものをまとめたものを作り、インターネットで公表・許可を得て活用自由にして、観光マップなどに自由にに入れてもらうのがいいのではないのでしょうか。

(施設整備)

- 各所にトイレを設置、ベンチなどをつくる、水場の案内
- 小型でも無人でもいいので(ボランティア交替が常駐)ビジターセンターの類の建物を、その山域に1つ位設置して、自然保護の啓蒙啓発の発信地にしたい。

(協議)

- ルールは必要と考えますが、それによって妨げになることも多くあります。慎重に協議して作成したらいいと思います

(憲章)

- 近年、自然利用に規制禁止がやたらと多くなったように思われる。自然利用に関する哲学、倫理を含む格調高い憲章が必要であろう。そしてそれに基づいた法令や約束が必要であり、緊急を要する。訳の分からない規制や、逆に遊歩道上の朽木の除去や簡易舗装など野放しの現状は、自然保護にプラスとはなっていない。

(自己責任)

- 利用者の自己責任の明確化

(自然体験)

- 多くの人に自然の素晴らしさを体験してほしい。自然の素晴らしさを体験することによってマナーは向上する

(制定済み)

- 鳥川渓谷緑地は都市公園であり、利用のルール化はすでにされています。問5~7については回答いたしかねますので、ご了承ください。

(中低山対応)

- 高山帯(森林限界を超える場所)はすべて自然公園に指定されているので、一定のルール化は可能と考えられます。しかし、関東の奥多摩、丹沢など里山・中山においては利用ルールを簡単には決めることはできないと思える。所有者、地域など様々なか

かわりがあるため。それらの人々は、登山者は、人の庭先にかけてに入ってくるものとの認識がある。日本の山のほとんどが低山であるため、ここの理解が難しいと思える。

(つり)

- ・とにかく魚釣りのマナーが悪い(ゴミはする、一つの淵の魚を小さいものまで釣ってしまう等) ・地元の漁協の鑑札を買って入山しない ・魚釣りは山を荒す元凶である(自分勝手、魚が釣れればいいという考え方)

(入山料)

- ほとんどの観光施設は、有料なのに貴重な山の自然利用はほとんど無料なのはどうかと思う。山を愛し自然を愛し、山が好きで行くのだから、入山料をある程度は取るべきである。その費用で保護整備などを充実するようにしたらと思う

(法令化)

- 自然公園利用にあたっては、法的な強制力が必要です。法的な根拠があれば利用者も納得し指導も容易です。このため自然公園法の「利用のための規則」の整備が必要です。 ペット連れ入山と自転車入山者の指導が大変でした

(民間活用)

- 組織のはっきりした団体に自然保護パトロールと現状が出来通報できる権限をあたえてほしい。環境省と森林管理局の職員では目が届きません。しかるべき山岳団体に任命されたらよいと思う。

(利用)

- 1.ルール化すべきと思うが、最初から厳しくするのではなく、まずは入山者の理解と協力をもとめる、ゆるやかな方法を考えるべき 2.急がれるのは、登山道でのトレイルラン実施のルール化

(その他)

- 私は個人経営の山小屋管理人で超老人ですが、今後も山小屋を通して山の自然利用に関わっていきたいと思います。ご指導よろしくお願ひいたします。
- 1.神奈川県最高峰蛭ヶ岳山荘、年間遭難が多発 これに対する救助等の公的補助なく民間で運用、現在自治体 2.山小屋周辺の登山道等の軽微な作業、山小屋への補助金を落とし行政との一体化をはかること必要